

弘前藩における酒造業発展の過程

松 木 侃

まえがき

日本資本主義の發達が如何なる特質を持つものであるかを究明する事が現段階の見とおしのために極めて大切な事であるとすれば、特にその「生成期」といわれる時期に於ての「地域性」と「階層性」の特質が分析されなければならぬ。即ち、日本近代産業の生成が「米」と「繭」という重要産物の再生産過程に關聯するものであるとするならば、藩政時代から維新へかけての津輕地方の經濟構造の「型」は「米」作の生産力増大が結果する諸事態、特に「米」作を土台に築き上げられ、主導的産業として發展していた一個の産業部門、即ち「酒造業」従つて又「酒造資本」の發達と轉化のあとをたどる事によつて統一的に把握されるであろう。

一 弘前藩の經濟構造及び酒造業の位置

弘前藩の國産中、米が主要なものであつた事は諸記録の中に「御國の物産は米より他に無之⁽¹⁾」との辭句が到る所に見

られる事によつても知られ、米は藩中唯一の財源となつていた。それ故、藩は全力をあげて開墾に志し、種々の優遇法を講じて之を奨励していたのも極めて当然な事である。弘前藩に於て、農業が、殊に米作が如何なる程度に支配的であつたかを見るに、各種生産物の數量及び價格に關する全般的統計の存在しない当時にあつては、之を知り得べき方法は当時の全人口における農村人口の比率を措いて他にない。之について、安永三年の調査記録に拠れば、領内人口は約二十五万人となつており、その中、約二十二万五千人即ち約九割が農民であつた。又、弘前藩の知行高は第九代寧親の時に増加して十萬石となつてゐるが、その実收額は世評に四十萬石又は五十萬石と推算されており、明治年間になつてからは八十萬石から百萬石の間を上下してゐる。⁽⁵⁾

次に弘前藩の米の輸出狀況は、これも適確な數字を知る事は出来ないが、例えば、天明三年の「廻米調査」に拠れば「上々様御登せ米大坂御廻米式拾万俵餘江戸御廻米式拾萬俵前後四十萬俵餘にて云々」と記されている。又津輕米の市場における品等は、延宝三年、敦賀（藩の藏屋敷所在）に於ての「相場書」に拠れば、「越後米、銀十匁に付き一斗三升三合宛、庄内米、銀十匁に付き一斗四升宛、秋田米、銀十匁に付き一斗五升宛、津輕米、銀十匁に付き一斗五升宛」とあるから、大体秋田米と同等で庄内米より少し下つていたものと思われる。⁽⁸⁾

かくの如く、米の國である弘前藩はその良質の米と清水を併有していたため酒造法は早くから始り、寒國としての必需性及び廣大な販路のために、営業としての酒造が寛大に取扱われていた傾向があり、城下町弘前を中心として次第に發展して行つた。弘前藩領内酒造業の規模についてみるに、元祿十八年六月十九日の「御領分中酒造米高並酒屋數御公儀江御書上致候控写」に拠れば、次の如くである。⁽¹⁰⁾「陸奥國津輕越中守御領知所高、四萬二千石。右酒造米高六千三百七十八石九斗三升。酒屋數、二百二十六軒。右之通城下町並相改酒造高御吟味致し通此御座候」更に、これを同じ元祿年間の記録に拠り、他藩のそれと比較してみるに、如何に弘前藩では酒造業が繁榮していたかが判明する⁽¹¹⁾

であろう。例えば「榊原大輔 十五萬石、酒造米高二千五百八十七石一斗七升。松平備前守 十萬石、酒造米高二千二百三十九石四斗四升、酒屋數百十三軒。松平下総守 十萬石、酒造米高五千三百八十八石、等々」

次に、当時における酒造業者の階層的地位について見てみよう。「文政年間津輕長者鑑」⁽¹²⁾に拠れば、東方では横綱片谷清次郎、大関伊香才吉、関脇鳴海栄作、小結村林平左衛門、前頭筆頭鹽谷治右衛門以下、西方では横綱前田常三郎、關脇松山忠左衛門、前頭筆頭中村久左衛門以下多數の酒造業もしくは酒造業によつて産をなしたものが名を列ねている。又「安政年間津輕持丸長者鑑」⁽¹³⁾に拠れば、(横綱なし)東方では大関井筒屋長左衛門、小結鹽屋利左衛門、前頭筆頭松木屋彦右衛門以下、西方では関脇鳴海久兵衛、前頭筆頭滝屋善五郎以下多數酒造業者の名が見えている。以上の例に於て見られる如く、藩政時代を通じて津輕地方に於ては「金持」と稱せられるものは大抵酒造業者であるか、若しくは嘗て一度は酒造業を営んだ事のある家柄であつたのである。

註

- (1) 弘前市立図書館所藏「津輕藩日記」をはじめ旧記、家記類に辭句多し。
- (2) 歴代藩公の開墾奨励に関する記録は甚だ多いが、まとまつたものとして、竹内渾平氏「青森縣通史」、東北振興會編「東北產業經濟史」第五卷参照。
- (3) 「津輕藩日記」安永三年の項参照。
- (4) 自寛政四年至文政十二年。
- (5) 青森縣編「青森縣史」大正十五年刊・八卷、農地委員會青森縣協議會編「青森縣農地改革史」参照。
- (6) 「津輕藩日記」天明三年の項参照。

- (7) 「津輕藩日記」延宝三年の項参照。
- (8) 因みに津輕信政の客臣でその碩学一世に鳴り響いた経済学者野本道玄は「外ヶ浜、油川町の小流は宇治川の水より七匁輕し。若し酒を醸さば銘酒を得べく、布を晒すも亦可なり」として日本第一の折紙をつけている。
- (9) 弘前酒造組合編「弘前酒造沿革史」に據れば、慶長十六年藩祖爲信築城と同時に開業の許可を得たとされている。
- (10) 弘前市本町野村氏所藏。
- (11) 同右。同年のものと思われる。
- (12) 弘前市立図書館長成田末五郎氏所藏。
- (13) 陸奥史談会発行「陸奥史談」第二号所載。

二 酒造業生成の基因

然らば、かくの如き津輕酒造資本は如何にして生成したのであろうか。津輕地方における「商業資本」殊に酒造業の發展は、近世初頭近畿乃至關東よりのその進出過程として把握され、この過程の中に於て各方面に亘る藩の經濟が商品・貨幣經濟の中に捲き込まれる事となり、そこに強力なる「貢租制」⁽¹⁾が登場し始めるのである。即ち、藩政時代の津輕地方に於て、自然經濟が支配的であつた事は前述の如くであるが、次第に進展せる徳川時代の都市・商品・貨幣經濟、從つて又商業・高利貸資本は二百数十年の過程を通じて漸次直接にも津輕地方へ侵蝕してゆかない筈はなかつた。かくの如き商品・貨幣經濟の地方侵蝕は、貢租の過重と相俟つて土地金融の必要を増大せしめ、それが「永代賣買禁止」や「分地制限」等にもかかわらず、農村では質流れ其の他の「非合法的賣買」による土地の兼併が増大し、他方に於ては土地を喪失した農民の小作人化が進行した。即ち、「階級的分化」の進展が見られたのである。

かかる場合、土地を兼併する者の「類型」を見るに、昔からの豪農もあつたが、半農半商の者（特に酒屋、油屋、紺屋等が多い）で多くの田畑を得た者の方が多かつたようである。かの徳川封建経済史における古典的引用書「民間省要」に「村々に古來よりの百姓の代々持伝へたる田地屋敷は世上に稀なり。当時ここかしこ村々に適々身代宜しき百姓の有は皆以て田地ばかりの類に非ず。皆外に商賣を兼帶するなり」とか「片田舎山中野方海邊里方に至る迄其の所々富豪の有は、皆百姓にして商を兼ねたる者にあらず、誰か金銀を自由にするあらん。或は酒や糶や紺屋など又夫々の諸商賣、金を借し質をとるなどは非ずして、百姓一通りにして、中々人らしき世を渡るに、心易く暮す事は不叶ものとするべし」とか「近年世間商事も末に成、金持の町人ども工み、所々へ金をかし、田地質流しと成て百姓の田地多く町人の有と成」と云い、又「勸農策」にも「在方一統困窮仕候内に、間には豪富の者も相見へ候。是は如何にして富有に相成り候ぞと申に、耕作計にて身上仕出し候にては無御座、多くは酒油店商質屋等にて御座候。一向無商賣の者も皆金借しを仕り、其の利息を取て手前よく相成候にて御座候」とある事は、全く津輕地方に於ても妥当したのである。かくて「新田開發」特に「町人請負新田」の経営にしても、「土地兼併地主」の経営にしても、それらは封建的農業生産關係への商業資本高利貸資本の侵蝕なのであり、そこには「資本家的土地所有」及び「資本家的農業経営」の萌芽さえ見る事が出来る。そしてそこに、都市商工業の発展に伴なう商業的勢力の農村への侵入と農産物の商品化に基く農業の變質、更には都市的乃至商工的人口としての農村人口吸收の可能性が出現したのである。即ち、かかる關係こそ、停滞不變の状態を持續したかの如く見える封建農村乃至すぐれてそれを基盤とする津輕封建社会を大きく揺り動かし始めたのである。

然らば、酒造業の發達は如何にして具体的に進展して行つたのであるか。それは、第一、藩府当局の、いわば「上からの」保護に基づくもの、第二、旧地主の商品・貨幣經濟の侵入に促されて商人・高利貸化したもの、第三、新地主即

ち商人殊に中央より流入して來た「前期的商人」によるものと大体三つに分けて考えられるのである。

註

(1) 津輕信政は天和元年十二月、領内の民戸を調査し年具法を制定している。即ち、上・中・下の三等に田を分ち、その階級田に應じて税法が異つている。これは後代しばしば改正せられたが、その大要は殘続している。即ち、年具としては田租畠租が五公五民内外とされ、米納に関しては村民の連帶責任が強調され、五人組の連帶納付が活用された。

弘前藩に於ては、明曆、寛文、延宝、天和、貞享と度々檢地が行われている。村位は大体上・中・下の三等、田位は大体(上上)上・中・下(下下)の五等、畑地は大体上・中・下(下下)の四等に分類せられたようである。何れにしても檢見の方法が次第に苛酷となり、年具、賦役、雜税が「段々増」になつたのであり、後には六公四民は定則となつてゐる。

(2) 土屋喬雄氏著「近世日本農村經濟史論」一五五頁、「日本經濟大典」第五、一〇三頁以下参照。

(3) 同第三十二、六七五頁参照。

(4) 小野武夫氏著「農村社會史論講」一一五頁参照。

「近世地主の發達」の項に於て、地主發生の由來及び其の性狀について述べ、特に「新田開墾地主」と「土地兼併による地主」の説明をなし、新田地主は徳川時代における各種地主中、最も勢力があり、且つその数もかなり多きを算するに至つたといわれている。

(5) その典型的なものは「青森開港」に伴なう酒造業の發展である。その詳細については既に発表しているのでここには省略する。

弘前大学人文社會学会第一回研究發表會報告「幕末後進藩におけるコルベルティズム的基調」参照。

「社會經濟史學」第十七卷第六号、拙稿、「津輕酒造資本と青森商社」参照。

(6) これは元來は郷土出身の地主であつて、中央の没落貴族乃至封建武士團が一族を以て東北地方に移住して村落の開基となつた家柄が多い。そして、これは次第に「新地主」型的な豪農に変化してゆくとされる。藤田五郎氏著「日本近代産業の生成」一一二頁参照。

(7) この意味における商人資本家というのは、江戸時代の当初から東北地方に入つて來ていた近江、丹波、京都、江戸等の商人群を主として指すものであるが、彼等は貨幣經濟の農村侵入と共に土地兼併を行い寄生地主化している。

例えば、菅野和太郎氏著「近江商人の研究」に従えば（一三三頁以下）、日野商人の出店は年代的には年を経るに従つてその数を増加したのであるが、營業種類別に見れば、酒或は醬油の醸造が圧倒的に大きな地位を占めていとされる。

三 酒造業發展の過程（その一）

まず、第二の類型である「旧地主」が商品貨幣經濟の進展に促されて商人乃至高利貸化し、酒造業を經營するようになった過程を考えてみる。弘前藩が当時の我國におけるフロンティア的存在として、歴代の藩主が新田開發に志しその目的を達成するためには凡ゆる手段を惜まず、従つて、藩士の帰農や中央武士團の流入は大いに歓迎した事は前述の如くである。即ち、徳川時代に於ては、封建經濟の正反對の現象である所の貨幣の流通が次第に盛となり、武士階級に於ても貨幣の獲得を必要とするに至つたにも拘らず、彼等は平素「賤業」として見ていた生産事業に手を出す事が出来なかつたから、己むを得ず町人からの「貸上げ」とか、農民からの年具米を貨幣に代えて自家の財政經濟の切り盛りをしなければならなかつた。而も各藩の領地經濟に於ては武士階級の収入は主として土地より來るものであ

つたが、土地の生産力には限りがあるから、当時の幼稚なる農民の努力を以てしては、無限に膨脹しつつあつたところの封建経済を支持する事が出来なくなり新たな土地開墾の企業は諸地方に起されたのであるが、津軽地方に於てはそれが特に著しかつたのである。かくて、徳川時代も末期に近づくに従つて、土地の経済上の実権は「郷村の地主」と「實際耕作民」の手中に移り、武士は全く「不生産的游民」と化して了つたのである。

新田の開墾によつて地主の發生する場合には色々あるが、その最も多い場合は幕府又は藩が豪商とか武士に一定の荒蕪地を開拓する特權を許可し、この「特許」を受けたる者はその代償として一種の「土地拂下料」を上納する場合もあれば、全くの無償の場合もある。⁽²⁾そしてそれらの中、歸農せる藩士とか中央より流入せる武士團は、元來開墾の勞役に堪える事は出来ず、又其の開墾特許地は多くの場合何十町歩というが如き廣大なる面積であるから、到底小人数の勞力を以てしては如何とも仕方がないのである。従つて、これらの人々は必ず開墾地近在より農民を招來し、それらの農民の協力に依つて初めて其の土地を開く事が出来たのであるが、事業成就の後には「開墾企業主」である武士は其の地の地主となり、作人は小作人として其の下に附屬するに至つたものである。

かくして、郷士は元來半ば武士であり半ば農民である所の特質を有している事をその成立上の原則としてゐるのに今や封建社会への商品・貨幣經濟の浸透に伴つて、郷士の中より貨幣蓄積によつて富を形成した所の「商人武士」が出来、此の「農民ならざる郷士」が其の威を揮うに至つたという事は、所謂「旧地主」が「新地主」型的乃至寄生地主型的豪農に「轉化」してゆく過程を示すものと云わなければならない。

次に之を例示すると、筆者の祖先は伊豆半島に住んでいた「伊東一族」が慶長年間に津軽地方堀越城を頼つて落ち延びて來たものとされ、堀越の寄せ村としての松木平を開いたものとなつてゐる。即ち松木平部落は伊東家⁽³⁾その他を中心とする所謂「少數同族集團」として發達したものであり、その総本家を以て部落の代表者としていたのである。

この伊東家が文政年間に城下町である弘前屈指の酒造家たる片谷家の「酒造株」を買収して營業を始めたものと思われ、松木屋を名のり天保の頃よりは遂に押しも押されぬ商業資本家と成り終せ、代々彦右衛門を襲名して、藩公の「御用」を承つていたのである。

又、現在西津輕郡木造地方における豪家として知られる松木家は其の祖先たる松木七右衛門が承應年間に若狭國小浜より津輕藩主信政の招聘を受けて、一族及び越前、加賀、能登、出羽等よりの多数の移住民を引きつれて來住し、木造地方の新田開發に努力し、その結果として大地主となつたものである。そして安永の頃から酒造業を営んで、「高利貸」を行つてゐるものと考えられる。

中津輕郡船沢村の豪家として知られて來た小島長兵衛も元祿年間より行われた新田開發の結果として成り上つたものであり、後代に至り酒造業を営む事によつて益々富んだものである。

南津輕郡相野村の豪農である所の盛家もその祖先である越前三國からの移住郷士、盛作兵衛の一族が相野村附近を綜合的に開拓したものとされ、小作人の供出する多量の米の有効な處置方法として酒造業を営んだとされている。

又、弘前に於て長く酒造家として栄えた三國屋は越前三國より移住して來た郷士阿部兵衛が北津輕郡六郷村字石野に於て寛永年間に新田の開拓に努力して富を築き、後日五所川原町に移つて酒造業を営み、更に城下町弘前へ移つて豪商となり、藩公の「御用命」を受けるようになったものとされている。

以上に於て見られる所の旧地主型豪農による酒造業の經營は何れも彼等が新田開發乃至土地兼併により大地主となり、その結果、小作米その他として多量の米を持つ事となり、その處置法として当時最も収益の多い商工業たる酒造業を兼ね営むに至つたものである。即ち商業的勢力の農村への侵入、農産物の商品化、商工業的人口としての農村人口吸収の可能性の出現に基き、今や都市における最も優越した商工業として専門業化し、そこに一つの特徴を示すに

至つたものでなければならぬ。

註

- (1) 小野武夫氏著「農村社会史論講」一一二頁、「近世地主の發達」によれば、地主を分類して、其の發生の原因により郷土地主、新田開墾地主、土地兼併による地主、寺院地主、村地主の五種としている。
- (2) 弘前藩における新田開墾の奨励は殆どの場合、無償であつた。即ち、弘前藩の開墾事業には藩費を以て行う場合と個人の私費を以て爲す場合とあつたが、私費を以て行う場合に於ては、其の奨励法は時代により、又荒田新田により同一ではないが、開墾者に対して三年以上の諸税を免除する事は通則となつており、更に多額の金品を與えた場合が多いのである。
- (3) 明治になつてから、中津輕郡千年村字松木平の伊東家は伊藤と改姓し、現在における本家格は伊藤長左衛門である。(祖父松木彦右衛門は多額納税者として貴族院議員となつている。)
- (4) 以下の例はすべて下沢保躬氏著、「津輕古今偉業記」に據る調査に基すく。

四 酒造業發展の過程(その二)

次に、第三の類型として、「新地主」即ち商人、殊に中央から流入して來た所謂「前期的」商人による所の酒造業の發達について見る。これらの「前期的」商人は主として徳川時代の初期に於て津輕地方に入つて來た京都、近江、若狹、越前等々の諸國の商人群をいう。彼等による酒造業の經營は、彼等がまず行商によつて津輕地方にまで發展し地方全般の事情に通ずるに従つて、益々商業勢力を開拓し「出店」として呉服、雜貨等の販賣に従事しながら次第に

その高利貸的活動を通じて「酒造株」⁽¹⁾を取得したものであつた。今一つの経路としては、これら商人群の經營する質屋⁽²⁾がその經營の確實さによつて、次第に津輕地方の人々から多大の信用を博した結果、附近の農民はその産出米をここに預入れ、或はそれを以て資金の融通を受けるのであつたが、それがため彼等の「出店」には常に多量の米が保管せられる事となり、この米を處分するため彼等によつて酒造業が經營されるに至つたものである。

そも／＼資本制生産の前期における高利貸的資本の特徵的形態には二つの種類がある⁽³⁾。その第一は豪奢な上流者達（この場合本質的には藩府当局を指す）に対する高利貸付であり、第二には自己の勞働諸條件の所有者である小生産者達（その最も特殊なものは農民である）に対する高利貸付である。「津輕旧記」⁽⁴⁾に従えば、當時は現金の收入が不足しがちで餘程の福者でもうつかりすると忽ち困難な状態に陥つて了つたとある。殊に「天保五年來金銭枯渴」として「豊熟なれば融通も可宜に、下米一手御買しめ津留中へ入金聊も無之より、上下とも金銀かすり士家御買上手形渡方差滞御登出立路用に差迫りける。米は一俵十六、七匁にて百物高價……近年両浜衰廢と申し乍ら、当年の有様一方ならぬ不景氣也。右に随ひ他入品高價比類なし。閏七月に至り益々國用乏敷なり、金手形出來かね、御買上手形の内、半分通御渡、殘金半分通御用達町人預手形差出ける間、左様心得候様にとの觸出ける。士家難澁相唱う。金銭かすりより米價二十四匁なり、十一月に至り下落二十匁内外」と記されてある。又、文政九年には、富商の錢貨占有の傾向が著しい事を藩府当局は警告し、文政十二年には、在町浦々貸方共に二分以上の「高利」を堅く禁じている。かかる状態こそ「前期的商業資本」並に「高利貸資本」にとつて絶好の活躍の場なのである。⁽⁶⁾

次に此の第三の類型を例示するに、南津輕郡黒石町における「金加印」沢屋孫兵衛と云えば、該地方切つての豪家であり、黒石町第一番の豪商として酒造業と質屋を兼業していたものである。代々孫兵衛を襲名したが或は勘兵衛と稱した事もある。その祖先は寛延年間に近江から黒石町に移住して來た商人であつた。其の後、該地方と上方とを相

連絡する商品取引を盛に行つて、農民より田地を併合し、その結果として酒造業を営み、更に傍ら質屋を営んで高利貸を行つたのである。沢屋は天災のある度毎に民間に施しをして在町の評判も頗るよく、又藩府当局に対しても上納の金品が多量であつた。例えば、天保年間に野手米を七斗九升三合、地子銀七十匁、年具米八俵二合納入している。その他、時々「御用金」は文句なしに納付し、「御用米」なども苦情なく上納したのである。これらの功勞によつて黒石藩の金藏の勤務を命ぜられ、後に「藩士の株」を買つて代々加藤孫兵衛と名のつてゐる。

其の当時、景氣の良い事の代名詞として、「酒屋に質屋」という言葉が流行してゐた。例えば、町で職人同志等が久方ぶりで逢つた時など、「おい、同役どうしていらい？」とでもいうと、懐工合の良い場合は直ぐに「酒屋に質屋を行つていらあ」と答えるのである。又、沢屋の銘酒「赤鬼」は当時の津輕地方に於ては有名なもので、地方民謡としてまで唄われた程であつた。例えば「温湯たん節」の中にも「五に、五匹の乗掛けア先で、後から駄ちん付けア重いものゝ、沢屋の赤鬼ア二斗入れで、大鯛あぶらめア籠入れで、後から統いて、たんとゝ」とある。

次に順次他の例を引いてみる。⁽⁸⁾
菱屋武兵衛は上方の小間物商人であつたが享保年間に津輕地方に來り、後に「酒造株」を入手する程繁榮してゐる。

小山卯太郎は上方からの「出仲買商人」であつたが、後に津輕地方における「本仲買」となり、更に弘化年間に至つて酒造業に關係してゐる。

前田屋八十郎は大阪商人であつて、寛永年間に津輕地方に來り、「米金仲買」となり、次第に富裕になるに従つて質屋を開業し、更に酒造業を営むに至つてゐる。

中畑屋忠兵衛は江戸からの商人であり、津輕地方には元龜年間に來つて後、豪商として榮え、酒造業を営むに至つ

つゝる。

片谷伝兵衛は大阪の柳屋を本家とする。従つて元來有名な銘醸と關係があつた訳であるが、明和年間に津輕地方に來つて木綿、絹等の出店を営み酒造業を営んで更に當時國中第一の長者となつてゐる。

葛西理介は萬屋と稱し、米屋に酒造業を兼業して榮えてゐる。

西津輕郡鏝ヶ沢町の尾崎藤次郎は廻船問屋であつて、木綿や絹布を廣く取引し、質屋を開き更に酒造業を営んで富を築き上げてゐる。

竹内勘之は廻船問屋であつて、若狹を通じ上方との取引が盛であつた。後、銚子屋と稱して酒造業を営み、更に尾太銅山⁽¹¹⁾支配人として藩の「御用」を勤め、富を築き上げてゐる。

櫛引甚兵衛は小間物及び茶の卸賣りより次第に發展して、質屋を開き更に酒造業を兼ねてゐる。

北津輕郡板柳町竹浪家は質屋と酒造業とを兼營する事によつて富んだとされている。

以上に於て大略明かになつた如く、津輕地方における農村の豪家が商品・貨幣經濟の進展に促されて商人となり、更に高利貸となるに際して、又都市の商業資本が小商品生産者（時に農民）を自己の支配の下に従属させ乍ら遂に小商品生産を事実上の「賃労働」の支配におとし、自らは一應生産を制壓するに至る過程に於て、それは多かれ少かれ先ず最初は「農村的工業」⁽¹²⁾として芽生えたところの酒造業と關聯を持つものとして立ち現われたのであつた。

註

(1) 弘前藩に於ては、宝曆年時に、商家一業制度をとり、商戸は農工と同じく世襲で子弟を分家して同業を営ましむる事は出

来ない。但し、株札は賣買譲渡する事が出来る制度になっていた。寛政四年「商賣方撰ヶ間敷しくなる事を締合せ」(津輕藩日記)のために領内一統の諸家業諸職人を改め家業札を掛けるように命令している。因みに、寛政十一年十一月修正の家業税は酒屋が最も多く、百石につき三兩で、質屋が四十二匁五分、魚屋が三十匁、鍛冶が五匁、染屋が五匁、桶屋が五匁となっている。

(2) 津輕地方に於ては、享保四年始めて弘前東西各地に両替屋が起つている。津輕藩日記、享保四年の項参照。

(3) 「資本論」高島訳、第三卷、下、一三五頁。

(4) 「駒水物語」参照。

(5) 「津輕藩日記」文政九年の項参照。

(6) 「黒石町史」に據る。

(7) 黒石藩は弘前藩の分藩である。

(8) 「津輕古今偉業記」に據る調査に基づく。

(9) これらは何れも津輕地方における屈指の豪家であるが、その開祖若しくは最も栄えた時期の当主をあげたものである。

(10) 大阪の小橋屋四郎左衛門として当時名のあつた商家を本家としている。

(11) 弘前藩領内における鉾山中、古くより最も有名なのは尾太鉾山であり、同山は銀、銅、鉛を出して著名となつていた。當時の出量額は明かにする事が出来ないが「津輕藩日記」延宝四年の記録に「尾太御山荷数一日一番一荷宛出銀色従去年一倍能銀つるご参候故、先御納戸へ令納之」とあり、また「津輕信政公事蹟」に「延宝七年九月尾太御山月分ヶ出銀、貳拾貫目、步銀壹貫四百目、上竿貳万斤、鉛貳百箇、此代貳拾貫目都合六十一貫四百目の目録を出す」などの記事が見えており、其の後、嘉永元年に至り、銀を多量に産出している。かくの如き尾太鉾山の支配人の地位の重要さが推測される。

(12) 近世が酒造史上に於て有する意義は、酒造技術の普遍化という現象にあるのではなく、交換経済社会に於て「利潤」を対

象とする酒造業が異常なる發展をなしたのにある。當時に於ては、勞働の報酬、事件の落着から物見遊山に至るまで頗る酒に対しての需要はあつたのである。

五 展 望

かくて、津輕地方における酒造業の生成過程及びその占める役割は「前期的商人乃至高利貸」の封建的権力者就中藩主及び直接生産者たる農民に対する「前貸」的活躍（米と貨幣との密接な聯關）を通じて重視せられなければならない。藩の酒造業に対する政策は、從來「米價調節」と「質素禁欲主義」との二方面から觀察する事が出来たが、酒造資本の生成は藩府当局に対する金融的關聯を露骨に現わして來る。即ち、藩は早くから酒造業に対して株、造石數等の制限を行つており、城下町弘前にあつては平均して四十五軒乃至四十八軒の酒造業があつた。⁽¹⁾そして、郷土史研究家に従えば、藩の隨時行ふ「人口調査」に於ては必ず武士の次に當時の大資本家である酒造家の数が記されたものという。例えば、文化二年の「弘前町中人別戸數、諸工諸家業總括」⁽²⁾に拠れば酒造業は四十六軒とある。それは「御役金」乃至「御用金」の形で收納される「酒造税」は今日以上に財政上の重要性を持つていたからである。因みに、文化十三年の「津輕藩財政控」⁽³⁾に拠れば「諸工諸家業御役錢」の合計三百七十五兩に対し、「造酒御役錢」は千二百一十一兩となつてゐる。「津輕歴代記類」⁽⁴⁾に拠れば「信順公財政に窮し、文政十年十一月七日、勝手御用を領内の豪商三十一人に課して二萬一千八百三十兩を調達せしめ、重ねて又、天保四年十一月六日、弘前在住並に隣ヶ沢町の目星しき豪商四十七人に藩費を代弁せしめた」⁽⁵⁾事実が見られ、何れも「酒屋富商多し」とある。かかる例は極めて多い。藩のかくの如き政策に対しては、「前期的資本」としての酒造業はその固有の性格であるところの封建的保守性並に

反動性を暴露し乍ら專制的に旧來の封建的經濟機構を維持し強化する事によつて自己存立の危機を避けようと努める。⁽⁶⁾即ち、津輕地方における酒造業者の組合は城下町弘前に於て明和年間に設けられている。組合は最初三組、後に四組から成り、各組合員から互選された「年行司」があつて組合の事務をとつた。組合には開業休業廢業、株の讓渡及び借用、販賣價格、造酒高等々に関し嚴重な規定を設け、違反者は營業を停止される。酒造業者は組合の「共同体的統制」と藩府当局への「協力」によつて、その「独占的利益」を保護する事が出来たのである。一方かかる酒造資本の發展に伴う商品貨幣經濟の農村侵蝕は貢租の過重と相俟つて土地金融の必要を増大せしめ、「質流れ」その他の手段による土地兼併が増大し、それと共に土地を失つた農民の小作人化が進展して行つたのである。そしてその事は又直ちに酒造労働と關聯していた。即ち、「出稼」としての酒造労働は津輕地方の長い冬季農閑期の「副業」としては正に好適のものであつた。その場合、自由契約にもとずく「賃銀労働者」としての酒造労働者は少いのであつて「小作慣習」と「奉公人制度」とが相結びあつて一種の「土地慣習」を成していたものである。例えば、その一は主人たる地主から所定の土地を借りて耕作し、小作米を納入の上、その地主に対して冬期間副業としての勞務提供の形で出稼をするのである。

かくて、酒造業は窮乏せる農民の「副業」として存在し、まず農村に於ては「豪農」を中心として営まれ、次いで都市に於ては「新地主」としての「豪商」を中心として営まれた。而もその進行は正に倒錯的であつて「都市の酒造業」が「農村の酒造業」を漸次壓倒して行つたのである。

註

- (1) 「弘前酒造沿革史」参照。
- (2) 「津輕藩日記」文化二年の項参照。
- (3) 「津輕藩日記」文化十三年の項参照。
- (4) 「山形日記」参照。
- (5) 弘前大学人文社会学会第三回研究発表会報告「弘前藩の標符発行」参照。
- (6) 大塚久雄氏著「近代資本主義の系譜」第一、所謂前期的資本なる範疇について、参照。
- (7) 弘前大学人文社会学会第四回研究発表会報告「弘前藩における酒造組合及び労働者」参照。
社会経済史学会第二十二回大会報告「弘前藩における酒造業、酒造資本及び経営形態」参照。
東北経済学会第八回研究発表会報告「弘前藩における酒造資本」参照。